

新たな市指定重要文化財の指定について  
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する。

2021年（令和3年）5月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

#### 指定物件

区分	有形文化財
文化財の種類	歴史資料
名称	木造蓮華座 附木造聖観音立像
数量	1基 1軀
所在地	藤沢市本町4-5-21 常光寺
管理者の住所・氏名	藤沢市本町4-5-21 宗教法人 常光寺 代表 吉田勝好
指定物件の概要	永禄八年（1565）に奉納された旧本尊の旧脇侍を乗せる木造の台座と現在の仏像

#### 提案理由

この議案を提出したのは、当該資料の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

#### 参 考

藤沢市文化財保護条例抜粋

（文化財の指定）

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。